

証券コード2121
平成24年6月6日

株 主 各 位

東京都渋谷区東一丁目2番20号
住友不動産渋谷ファーストタワー
株式会社 ミクシィ
代表取締役社長 笠原健治

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月25日（月曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
アカデミーヒルズ49 タワーホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第13期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対するストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.mixi.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの、政府の経済対策等により徐々に持ち直しの動きが見られるようになりました。しかしながら、欧州の政府債務危機を背景にした世界経済の減速や、長期化する円高等により景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しております。

このような経済環境の中、当連結会計年度の売上高は13,334百万円（前連結会計年度比0.8%増）となりました。また、営業利益は2,194百万円（前連結会計年度比34.9%減）、経常利益は2,107百万円（前連結会計年度比29.5%減）、当期純利益は749百万円（前連結会計年度比45.8%減）となりました。

また、従来、販売費及び一般管理費に計上していた販売手数料及び販売促進費の一部について、当連結会計年度より、売上高から控除する方法（純額表示）に変更を行ったため、当該変更を反映した遡及適用後の数値で前期比較を行っております。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

ソーシャルネット事業におきましては、ソーシャル・ネットワーキング サービス（以下「SNS」という）「mixi」の3月の月間ログインユーザー数（1カ月に1度以上ログインしたユーザー数）は約1,512万人（前連結会計年度末約1,537万人）となりました。「mixi」におきましては、順調に拡大するスマートフォンユーザーに対応すべく、スマートフォン版「mixi」を中心に、機能やインターフェースの改善を行ってまいりました。また、スマートフォンを含む3デバイスで利用できるソーシャルページ「mixiページ」や、ソーシャルギフトサービス「mixiバースデー」、ソーシャルコマースサービス「mixiモール」などのサービスも提供を開始しております。

収益面では、課金売上は順調に拡大したものの、広告売上において、震災の影響による出稿抑制や、スマートフォンへの利用のシフトによりモバイル（フィーチャーフォン）広告の出稿が減少しました。また支出面では、課金収益の増加に伴い決済手数料が増加したとともに、事業拡大に伴う人員の増加により人件費が増加いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は12,328百万円（前連結会計年度比1.3%減）となりました。また、売上高のうち、広告売上高は7,964百万円（前連結会計年度比18.2%減）、課金売上高は4,360百万円（前連結会計年度比58.5%増）となっております。セグメント利益は3,861百万円（前連結会計年度比19.9%減）となりました。

Find Job!事業におきましては、Web系求人サイト「Find Job!」において、Web系の求人情報に特化することにより他社との差別化を図ることで収益の拡大を目指してまいりました。そのような中、Web業界の求人動向は引き続き採用が活発であり、収益面においても堅調に推移してきております。

この結果、当連結会計年度の売上高は979百万円（前連結会計年度比31.7%増）、セグメント利益は825百万円（前連結会計年度比34.1%増）となりました。

なお、平成23年4月1日付で、当事業を会社分割により新設した株式会社ミクシィ・リクルートメントに承継させております。

事業区分	売上高(百万円)	構成比(%)
ソーシャルネット事業	12,328	92.5
Find Job!事業	979	7.3
その他	26	0.2
合計	13,334	100.0

なお、当連結会計年度より、従来の「インターネットメディア事業」及び「インターネット求人広告事業」は、それぞれ「ソーシャルメディア事業」及び「Find Job!事業」にセグメント名称を変更いたしました。事業実態により適したセグメント名称への変更であり、これによるセグメント情報に与える影響はありません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は453百万円であります。その主なものは、コンピューター及びサーバー等の取得357百万円であります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき重要なものではありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、平成23年4月1日を効力発生日として、当社のFind Job!事業（旧インターネット求人広告事業）を新設分割により設立した株式会社ミクシィ・リクルートメントに承継させる会社分割を実施いたしました。

その結果、同日付をもって株式会社ミクシィ・リクルートメントは当社の連結子会社となりました。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特に記載すべき重要なものはありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第10期 (平成21年3月期)	第11期 (平成22年3月期)	第12期 (平成23年3月期)	第13期 (当連結会計年度) (平成24年3月期)
売上高（百万円）	9,187	10,293	13,229	13,334
経常利益（百万円）	3,787	2,675	2,989	2,107
当期純利益（百万円）	1,946	1,309	1,382	749
1株当たり当期純利益（円）	12,819.23	8,502.96	8,933.89	4,998.45
総資産額（百万円）	15,115	17,372	20,917	19,649
純資産額（百万円）	13,141	14,508	15,999	14,722
1株当たり純資産額（円）	85,629.02	93,873.94	102,107.39	98,399.95

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

3. 当連結会計年度より、従来、販売費及び一般管理費に計上していた販売手数料及び販売促進費の一部について、売上高から控除する方法（純額表示）に変更を行ったため、第10期から第12期については遡及処理後の数値を記載しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第10期 (平成21年3月期)	第11期 (平成22年3月期)	第12期 (平成23年3月期)	第13期 (当事業年度) (平成24年3月期)
売上高 (百万円)	9,187	10,293	13,229	12,381
経常利益 (百万円)	3,957	2,871	3,314	1,626
当期純利益 (百万円)	2,124	1,407	1,454	217
1株当たり当期純利益 (円)	13,995.69	9,140.04	9,400.84	1,449.74
総資産額 (百万円)	15,304	17,601	21,136	19,062
純資産額 (百万円)	13,346	14,810	16,225	14,571
1株当たり純資産額 (円)	86,965.40	95,825.48	104,527.57	97,388.08

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 当事業年度より、従来、販売費及び一般管理費に計上していた販売手数料及び販売促進費の一部について、売上高から控除する方法(純額表示)に変更を行ったため、第10期から第12期については遡及処理後の数値を記載しております。

(9) 親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
上海明希網絡科技有限公司	370万米ドル	100%	インターネット関連事業
上海蜜秀網絡科技有限公司	281万人民元	— [100%]	同上
株式会社ミクシィ・リクルートメント	10百万円	100%	Find Job!事業
株式会社ネイキッドテクノロジー	98百万円	100%	インターネット関連事業
株式会社コニット	40百万円	100%	同上
mixi America, Inc.	500万米ドル	100%	同上

- (注) 1. 議決権比率の [] 内は、緊密な者または同意している者の所有割合で外数となっております。
 2. 当社は平成23年4月1日を効力発生日として、会社分割(新設分割)し、当社の100%子会社である株式会社ミクシィ・リクルートメントを新設いたしました。
 3. 株式会社ネイキッドテクノロジー及び株式会社コニットは、新たに株式を取得したため、当連結会計年度より連結子会社に含めております。
 4. mixi America, Inc. は、新たに設立したため、当連結会計年度より連結子会社に含めております。
 5. 前連結会計年度において連結子会社であった株式会社トーチライト(旧株式会社ネクスパ)は、当連結会計年度に株式を一部譲渡したことに伴い、連結子会社から除外しております。

(10) 対処すべき課題

① ソーシャルネット事業について

当社では、「mixi」をユーザーにとって、最も重要度が高いコミュニケーション手段として、日々活用いただけるよう、各種サービスや機能を拡充しております。その結果として、より多くのユーザーを獲得し、ユーザー間のコミュニケーションを活性化していくことが、当該事業における収益拡大を図るためには重要であると認識しております。

i サービスの拡充

ユーザーニーズに応じたサービスの拡充を図ることにより、ユーザビリティの向上及びサービスの活性化を進めております。今後におきましても、ユーザーの利用が活発になるようなサービス及びコンテンツの拡充を適宜実施していく方針であります。また、当社1社のみならず、外部事業者等との連携によるサービスの拡充を実施することで、「mixi」の更なる活性化を図ってまいります。

ii サイトの健全性の維持・向上

ユーザーが安心して「mixi」を利用できる環境を提供することが、ユーザー獲得、信頼性の向上及び当該事業拡大に繋がるものと認識しております。サービスの健全性維持・向上に対する社会的な要請は高まっており、当社では、サービスの更なる健全性向上を図るため、サポート及びモニタリングにかかる体制整備を推進し、24時間365日体制で運営しております。当該事業では、「青少年ネット環境整備法」の主旨を踏まえて、青少年ユーザー保護の観点から、年齢認証を行い、青少年ユーザーの一部機能（コミュニティ、友人検索、課金利用限度額の設定等）の利用を制限しております。また、当該事業の更なる健全性向上における体制について、第三者による客観的な評価を得るために、「モバイルコンテンツ審査・運用監視機構」の「EMA認定制度」による審査を受け、適合であると認定を受けております。

iii 収益性の強化

当該事業の主たる収益源は広告及び課金収入であり、当面は当該状況が継続していくものと想定されます。広告におきましては、SNSの特性を活かした広告メニューの展開が重要であり、ユーザー参加型企画やキャンペーンの実施、広告主のニーズへの対応を図ること及び広告代理店等と密に連携することにより収益拡大を目指してまいります。

また、課金におきましては、幅広いユーザーに利用いただけるようコンテンツの拡充を行うなど、今後も既存の収入に依存することなく収益の多様化を進めていく方針であります。

② システムの強化

当社グループが展開する事業は主にインターネット上で展開していることから、サービス提供に係るシステムの重要性は極めて高いものであり、当該システムを

安定的に稼働させることが事業展開上重要であります。従って継続したサーバー機器の増設及びその負荷分散等の安定運用にかかる投資が必要となり、今後においても、システム強化を継続していく方針であります。

③ 社内体制の強化について

当社グループの事業拡大において、優秀な人材の確保が不可欠であり、人材の採用、育成及び事業拡大に伴う組織体制の強化については、事業展開及び業績に大きな影響を与える要素であり、今後において一層の強化を図っていく必要があります。当社グループは、新規採用については、優秀かつ当社の経営ビジョンや企業風土に対して、共感できる人材の確保を目指していく方針であります。また、入社後の従業員に対しては、研修・育成を事業の成長に合わせて実施していく方針であります。

(11) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

事業区分	事業内容
ソーシャルネット事業	SNS「mixi」の運営
Find Job!事業	Web系求人サイト「Find Job!」の運営

(12) 主要な営業所（平成24年3月31日現在）

本社：東京都渋谷区東一丁目2番20号 住友不動産渋谷ファーストタワー

(13) 使用人の状況（平成24年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
523名	129名増

(注) 1. 上記人員には役員、パートタイマー、アルバイト及び派遣社員は含まれておりません。
2. 使用人数の増加は、業容拡大に伴う採用であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
463名	93名増	31.3歳	2.7年

(注) 1. 上記人員には役員、パートタイマー、アルバイト及び派遣社員は含まれておりません。
2. 使用人数の増加は、業容拡大に伴う採用であります。

(14) 主要な借入先（平成24年3月31日現在）

特に記載すべき重要なものではありません。

(15) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のための内部留保の充実に努めながら、同時に当社株式を長期保有していただいております株主の皆様への利益還元として、配当を実施しております。

上記方針に基づき、当期につきましては、1株あたり1,000円の期末配当を実施いたします。

なお次期（平成25年3月期）以降におきましても、内部留保の充実に図りつつ、各事業年度の経営成績を勘案しながら、自己株式の取得を含む株主への利益還元策を検討していく方針であります。

(16) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成24年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 528,000株
- (2) 発行済株式の総数 155,106株
- (3) 株主数 11,887名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
笠原 健治	85,476	57.33
MORGAN STANLEY & CO. LLC	5,130	3.44
日本証券金融株式会社	3,991	2.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,283	2.20
GOLDMAN. SACHS & CO. REG	2,579	1.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,955	1.31
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,155	0.77
野村信託銀行株式会社（投信口）	1,118	0.75
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	1,115	0.75
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	989	0.66

（注）持株比率は自己株式（6,000株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

平成23年5月18日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 無償
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき314,862円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
- ④ 新株予約権の行使期間 自平成25年6月2日 至平成28年6月1日
- ⑤ 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社使用人	368個	普通株式 368株	86名
子会社の役員及び使用人	2個	普通株式 2株	1名

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成24年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	笠原 健治	株式会社ミクシィ・リクルートメント代表取締役
代表取締役副社長	原田 明典	
取 締 役	小泉 文明	
取 締 役	中村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授 一般社団法人融合研究所代表理事 デジタルサイネージコンソーシアム理事長 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構理事 デジタル教科書教材協議会副会長
常 勤 監 査 役	加藤 孝子	
監 査 役	佐藤 孝幸	佐藤経営法律事務所代表
監 査 役	青柳 立野	ハートワース・パートナーズ株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役中村伊知哉氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役加藤孝子氏、監査役佐藤孝幸氏及び監査役青柳立野氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役加藤孝子氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役佐藤孝幸氏は、弁護士及び米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役青柳立野氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 取締役中村伊知哉氏及び監査役佐藤孝幸氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	4名	48百万円	(うち社外取締役 1名 4百万円)
監 査 役	3名	18百万円	(うち社外監査役 3名 18百万円)
合 計	7名	67百万円	

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成16年8月26日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成16年8月26日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員等としての重要な兼職の状況

地 位	氏 名	兼 職 先 及 び 兼 職 内 容
取 締 役	中村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授 一般社団法人融合研究所代表理事 デジタルサイネージコンソーシアム理事長 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構理事 デジタル教科書教材協議会副会長 株式会社スペースシャワーネットワーク社外取締役 株式会社JPホールディングス社外取締役
監 査 役	佐藤 孝幸	佐藤経営法律事務所代表 エース損害保険株式会社社外監査役
監 査 役	青柳 立野	ハートワース・パートナーズ株式会社代表取締役 株式会社アムリード社外監査役 株式会社プリマジェスト社外監査役

(注) 当社と上記兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	中村 伊知哉	当事業年度に開催された取締役会19回のうち14回に出席いたしました。経営に関する重要事項の審議に際し、その知識経験に基づき助言を行うなど、意思決定に参画しております。
常 勤 監 査 役	加藤 孝子	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
監 査 役	佐藤 孝幸	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に出席し、監査役会17回のうち16回に出席いたしました。主に弁護士及び米国公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	青柳 立野	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限定額とのいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の子会社である上海明希ネットワーク科技有限公司及び上海蜜秀ネットワーク科技有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士（または監査法人）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は監査役会設置会社として、取締役会の監督機能と監査役会の監視機能を通じて、取締役及び使用人の職務執行の適正性保持に努める。また、取締役社長直轄の内部監査担当部門として内部監査室を設置し、当該部門の内部監査の実施により、職務の執行が法令、定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証する。
- ② 取締役及び使用人の法令遵守の意識を高めるため、「倫理規程」を制定し、適宜法令教育その他職務に応じた研修等を行うことにより、高い倫理観の醸成に努める。
- ③ 内部通報制度を構築し、運用することにより、法令、定款及び社内規程に違反する行為を早期に発見し、適切かつ迅速に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料と共に保存する。文書管理に関する主管部門を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を文書管理規程に定める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等からの要請があった場合に備え、閲覧可能な状態を維持し、文書管理規程に基づき適切に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクマネジメントに関する規程を制定し、リスクマネジメント推進体制の最高責任者として取締役社長を位置づけるほか、その補佐機関として経営推進本部長を責任者とする「内部統制委員会」を設置し、各部門の担当業務に関連して発生しうるリスクを把握、評価し、その低減に努めるものとする。
- ② 残存リスクに関しては、これが顕在化した場合に備え、迅速に対応できる体制を整備するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役規程、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程等を定めることにより取締役の職務及び責任等の明確化を図る。また、取締役会規程を制定し、取締役会に付議すべき事項を定める。
- ② 取締役社長は、取締役及び使用人が共有する全社的なビジョンを定め、これを浸透させると共に、各部門がこのビジョンの実現に向けて実施すべき施策を定

め、これを四半期ごとに取締役社長がレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保する体制とする。

- ③ 毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督・確認を行う。また、各部門ごとの業務進捗会議を適宜行うことにより、早期の情報共有を図り、適時適切な経営判断ができる体制とする。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の経営管理については、経営推進本部が担当部門としてその任にあたるほか、グループ会社の経営の管理に関する基本方針及びグループ会社の管理に関する規程（「グループ会社管理規程」）を制定し、これらに基づいて行うものとする。
- ② 子会社は、当社の経営管理内容が法令上の問題があると判断する場合には、当社の内部監査担当部門に報告する。当社の内部監査担当部門は直ちに監査役に報告を行う。監査役は意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ③ 内部監査担当部門は、子会社に内部監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役職務を補助するため、監査役又は監査役会の求めに応じて、監査役を補助すべき使用人を配置する。監査役は当該使用人に対して監査に必要な事項を指示することができる。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役職務を補助すべき使用人は、当該業務を行うにあたっては、監査役の指示のみに従うものとし、取締役及び使用人の指示を受けない。
- ② 監査役職務を補助すべき使用人の任命、人事考課及び異動については、監査役会の同意を得て決定するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から説明を受けることができるものとする。
- ② 監査役会は、月に1回定期的に開催するほか、必要に応じてこれを開催し、監査役は、取締役及び使用人から受けた報告について、監査役会にこれを報告するものとする。
- ③ 監査役は、重要な書類その他の書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- ④ 取締役及び使用人は、会社の経営又は業績に重大な影響を及ぼす恐れのある事実については、随時監査役会に報告しなければならないものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、定期的に取り締役と会合を持ち、経営上の課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要な課題のほか、監査役監査の環境整備の状況について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
- ② 監査役は、監査に必要な事項について取締役に対して報告を求めることができるものとし、必要に応じて取締役に対して是正を要求することができるものとする。
- ③ 監査役会は、定期的に会計監査人から会計監査の方法及び結果について報告を受け、意見を交換するものとする。
- ④ 監査役及び監査役会は、必要に応じ、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士その他の社外の専門家に意見を求めることができる。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	15,792	流動負債	4,848
現金及び預金	10,423	未払金	946
売掛金	5,073	未払法人税等	907
繰延税金資産	307	預り金	2,709
その他	153	賞与引当金	185
貸倒引当金	△165	その他	99
固定資産	3,857	固定負債	78
有形固定資産	1,258	資産除去債務	21
建物	366	その他	57
工具、器具及び備品	890	負 債 合 計	4,926
その他	2	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	317	株主資本	14,704
投資その他の資産	2,280	資本金	3,765
投資有価証券	1,109	資本剰余金	3,735
繰延税金資産	574	利益剰余金	8,955
その他	598	自己株式	△1,753
貸倒引当金	△1	その他の包括利益累計額	△32
		その他有価証券評価差額金	0
		為替換算調整勘定	△32
		新株予約権	50
		純 資 産 合 計	14,722
資 産 合 計	19,649	負 債 純 資 産 合 計	19,649

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売上高			13,334
売上原価			4,278
売上総利益			9,056
販売費及び一般管理費			6,861
営業利益			2,194
営業外収益			
受取利息	8		
為替差益	7		
投資事業組合運用益	65		
その他	9		91
営業外費用			
持分法による投資損失	163		
その他	14		178
経常利益			2,107
特別利益			
関係会社株式売却益	3		3
特別損失			
固定資産除却損	34		
賃貸借契約解約損	128		
のれん償却額	416		
その他	1		581
税金等調整前当期純利益			1,529
法人税、住民税及び事業税	1,117		
法人税等調整額	△326		790
少数株主損益調整前当期純利益			738
少数株主損失			△10
当期純利益			749

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	3,765
当期変動額	0
新株の発行	0
当期末残高	3,765
資本剰余金	
当期首残高	3,735
当期変動額	0
新株の発行	0
当期末残高	3,735
利益剰余金	
当期首残高	8,361
当期変動額	594
剰余金の配当	△155
当期純利益	749
当期末残高	8,955
自己株式	
当期首残高	—
当期変動額	△1,753
自己株式の取得	△1,753
当期末残高	△1,753
株主資本合計	
当期首残高	15,862
当期変動額	△1,158
新株の発行	0
剰余金の配当	△155
当期純利益	749
自己株式の取得	△1,753
当期末残高	14,704
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	—
当期変動額	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0
当期末残高	0
為替換算調整勘定	
当期首残高	△26
当期変動額	△5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5
当期末残高	△32

科	目	金	額
その他の包括利益累計額合計			
当期首残高			△26
当期変動額			△5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△5
当期末残高			△32
新株予約権			
当期首残高			13
当期変動額			37
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			37
当期末残高			50
少数株主持分			
当期首残高			149
当期変動額			△149
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△149
当期末残高			—
純資産合計			
当期首残高			15,999
当期変動額			△1,276
新株の発行			0
剰余金の配当			△155
当期純利益			749
自己株式の取得			△1,753
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△118
当期末残高			14,722

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 6社
- ・主要な連結子会社の名称
上海明希網絡科技有限公司
上海蜜秀網絡科技有限公司
株式会社ミクシィ・リクルートメント
株式会社ネイキッドテクノロジー
株式会社コニット
mixi America, Inc.

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

- ・持分法を適用した関連会社の数 8社
- ・主要な会社等の名称
株式会社コミュニティファクトリー
空飛ぶ株式会社
Pikkle株式会社
株式会社グレンジ
株式会社トーチライト
株式会社バスキュール号
株式会社アールシンク
株式会社フレンゾ

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

- ・主要な会社等の名称
関連会社 株式会社tuth

・持分法を適用していない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

株式会社ミクシィ・リクルートメントについては会社分割(新設分割)を行い、新たに設立したため、株式会社ネイキッドテクノロジー及び株式会社コニットについては新たに株式を取得したため、mixi America, Inc.については新たに設立したため、それぞれ当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度まで連結子会社であった株式会社トーチライト(旧株式会社ネクスパス)は株式の一部を譲渡し当社持分が減少したため、連結の範囲から除外しております。

② 持分法の適用範囲の変更

株式会社バスキュール号及び株式会社フレンゾについては新たに設立したため、株式会社アールシンクについては新たに株式を取得したため、持分法適用の関連会社の範囲に含めております。

また、前連結会計年度まで連結子会社であった株式会社トーチライト(旧株式会社ネクスパス)は株式の一部を譲渡し当社持分が減少したため、連結の範囲から除外し持分法適用の関連会社の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海明希網絡科技有限公司及び上海蜜秀網絡科技有限公司の決算日は12月末日、また、株式会社コニットの決算日は2月末日であり、それぞれの決算期の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた連結上重要な取引に関しては必要な調整を行っております。

(5) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(6) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資持分については、最近の決算期を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 …………… 主に定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 …………… 8～50年

工具、器具及び備品 …………… 3～20年

ロ. 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア …………… 5年

の れ ん …………… のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、3年間の定額法により償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 …………… 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 …………… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 …………… 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(売上高の会計処理の変更)

従来、販売費及び一般管理費に計上していた販売手数料及び販売促進費の一部について、当連結会計年度から、売上高から控除する方法（純額表示）に変更いたしました。

当該会計処理の変更は、会計制度委員会研究報告第13号「我が国の収益認識に関する研究報告（中間報告）」の公表を契機に、当連結会計年度において広告枠の新たな販売形態の契約締結を開始することを踏まえ、広告取引の内容を全体的に再検討したところ、広告取引全般における取引価格の決定プロセスにおいては、広告掲載料が独立して決定されるものではなく、販売手数料及び販売促進費も取引価格を構成する要素として考慮した上で決定されており、実質的には販売手数料及び販売促進費が広告掲載料を構成する一部として捉えられることから、取引をより適切に反映するために行うものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用されております。

なお、期首における純資産額に対する影響はありません。

3. 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	1,763百万円
----------------	----------

5. 連結損益計算書に関する注記

特別損失ののれん償却額は、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（日本公認会計士協会 最終改正平成23年1月12日 会計制度委員会報告第7号）第32項の規定に基づき、のれんを償却したものであります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末
普通株式	155,092株	14株	一株	155,106株

(注) 発行済株式の増加は、ストックオプション行使に伴う増加です。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	155	1,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成24年5月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月11日 取締役会	普通株式	149	1,000	平成24年3月31日	平成24年6月7日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
第2回新株予約権 (平成17年1月31日臨時株主総会決議分)	普通株式	30株
第4回新株予約権 (平成17年10月21日臨時株主総会決議分)	普通株式	274株
第5回新株予約権 (平成17年10月21日臨時株主総会決議分)	普通株式	50株
第7回新株予約権 (平成18年4月28日臨時株主総会決議分)	普通株式	18株
第8回新株予約権 (平成18年4月28日臨時株主総会決議分)	普通株式	4株
第9回新株予約権 (平成22年5月26日取締役会決議分)	普通株式	200株
第10回新株予約権 (平成23年5月18日取締役会決議分)	普通株式	369株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期の金融資産に限定し運用を行っております。連結子会社における資金調達に関しては内部資金及び銀行等金融機関からの借入により行う方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融資産の主なものには、現金及び預金、売掛金、投資有価証券があります。預金については、主に普通預金及び短期の定期預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。売掛金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、債権管理規程に従い債権管理担当者が常に取引先の信用状態を把握し、取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち10.2%が特定の大口顧客に対するものであります。投資有価証券については、主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資事業組合に対する出資金であり、信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体及び投資事業組合の財務状況を把握しております。

金融負債の主なものには、未払金、預り金、未払法人税等があります。未払金、預り金については、そのほとんどが2ヵ月以内の支払い期日であります。また、資金調達ができなくなる流動性リスクについては、当社の手元資金は潤沢であり流動性は確保できております。連結子会社においては、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
① 現金及び預金	10,423	10,423	—
② 売掛金	5,073	5,073	—
③ 未払金	(946)	(946)	—
④ 未払法人税等	(907)	(907)	—
⑤ 預り金	(2,709)	(2,709)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 未払金、④ 未払法人税等、⑤ 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額473百万円）及び投資事業組合への出資（連結貸借対照表計上額635百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 98,399円95銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 4,998円45銭 |

9. その他の注記

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が、平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の40.69%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%、平成27年4月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が66百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額の金額が同額増加しております。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	14,800	流動負債	4,411
現金及び預金	9,091	未払金	931
売掛金	4,961	未払費用	11
有価証券	50	未払法人税等	541
前払費用	90	未払消費税等	15
繰延税金資産	274	前受金	28
短期貸付金	117	預り金	2,706
未収入金	362	賞与引当金	176
その他	16	固定負債	78
貸倒引当金	△163	資産除去債務	21
固定資産	4,261	その他	57
有形固定資産	1,234	負 債 合 計	4,490
建物	366	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	868	株主資本	14,521
無形固定資産	245	資本金	3,765
ソフトウェア	245	資本剰余金	3,735
その他	0	資本準備金	3,735
投資その他の資産	2,781	利益剰余金	8,772
投資有価証券	410	その他利益剰余金	8,772
関係会社株式	1,135	繰越利益剰余金	8,772
関係会社出資金	85	自己株式	△1,753
敷金及び保証金	572	評価・換算差額等	0
繰延税金資産	557	その他有価証券評価差額金	0
その他	19	新株予約権	50
貸倒引当金	△0	純 資 産 合 計	14,571
資 産 合 計	19,062	負 債 純 資 産 合 計	19,062

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		12,381
売上原価		4,329
売上総利益		8,051
販売費及び一般管理費		6,508
営業利益		1,543
営業外収益		
受取利息	9	
投資事業組合運用益	65	
その他	21	97
営業外費用		
寄付金	12	
その他	0	13
経常利益		1,626
特別損失		
固定資産除却損	29	
賃貸借契約解約損	128	
関係会社株式評価損	540	
その他	15	713
税引前当期純利益		913
法人税、住民税及び事業税	751	
法人税等調整額	△55	695
当期純利益		217

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
株主資本			
資本金			
	当期首残高		3,765
	当期変動額		0
	新株の発行		0
	当期末残高		3,765
資本剰余金			
資本準備金			
	当期首残高		3,735
	当期変動額		0
	新株の発行		0
	当期末残高		3,735
資本剰余金合計			
	当期首残高		3,735
	当期変動額		0
	新株の発行		0
	当期末残高		3,735
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
	当期首残高		8,710
	当期変動額		62
	剰余金の配当		△155
	当期純利益		217
	当期末残高		8,772
利益剰余金合計			
	当期首残高		8,710
	当期変動額		62
	剰余金の配当		△155
	当期純利益		217
	当期末残高		8,772
自己株式			
	当期首残高		—
	当期変動額		△1,753
	自己株式の取得		△1,753
	当期末残高		△1,753
株主資本合計			
	当期首残高		16,211
	当期変動額		△1,690
	新株の発行		0
	剰余金の配当		△155
	当期純利益		217
	自己株式の取得		△1,753
	当期末残高		14,521

科 目	金 額
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	—
当期変動額	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0
当期末残高	0
評価・換算差額等合計	
当期首残高	—
当期変動額	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0
当期末残高	0
新株予約権	
当期首残高	13
当期変動額	37
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	37
当期末残高	50
純資産合計	
当期首残高	16,225
当期変動額	△1,653
新株の発行	0
剰余金の配当	△155
当期純利益	217
自己株式の取得	△1,753
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	37
当期末残高	14,571

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業組合への出資持分については、最近の決算期を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 …………… 8～50年

工具、器具及び備品 …………… 3～20年

② 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …………… 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …………… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 …………… 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(売上高の会計処理の変更)

従来、販売費及び一般管理費に計上していた販売手数料及び販売促進費の一部について、当事業年度から、売上高から控除する方法（純額表示）に変更いたしました。

当該会計処理の変更は、会計制度委員会研究報告第13号「我が国の収益認識に関する研究報告（中間報告）」の公表を契機に、当事業年度において広告枠の新たな販売形態の契約締結を開始することを踏まえ、広告取引の内容を全体的に再検討したところ、広告取引全般における取引価格の決定プロセスにおいては、広告掲載料が独立して決定されるものではなく、販売手数料及び販売促進費も取引価格を構成する要素として考慮した上で決定されており、実質的には販売手数料及び販売促進費が広告掲載料を構成する一部として捉えられることから、取引をより適切に反映するために行うものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用されております。

なお、期首における純資産額に対する影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

従来、流動資産の流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、当事業年度より、重要性が増したため区分掲記しております。

なお、前事業年度末の「未収入金」は6百万円であります。

4. 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,738百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	521百万円
短期金銭債務	447百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	92百万円
営業費用	505百万円
営業取引以外の取引による取引高	15百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	6,000株
------	--------

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	40百万円
未払金	45百万円
貸倒引当金	58百万円
賞与引当金	67百万円
資産除去債務	11百万円
ソフトウェア	294百万円
貸倒損失	47百万円
関係会社出資金評価損	110百万円
関係会社株式評価損	296百万円
その他	38百万円

繰延税金資産小計	1,009百万円
評価性引当額	△172百万円
繰延税金資産合計	837百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△5百万円
繰延税金負債合計	△5百万円

繰延税金資産の純額	831百万円
-----------	--------

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が、平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.69%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%、平成27年4月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が63百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が同額増加しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	mixi America, Inc.	米国デラウェア州	500万米ドル	インターネット関連事業	(所有) 直接 100.0%	役員の兼任業務委託取引	投資有価証券売却代金 (注1)	344	未収入金	344
関連会社	株式会社グレンジ	東京都渋谷区	65百万円	インターネット関連事業	(所有) 直接 49.0%	mixi Platform ビジネスサポートの提供	(注2)	—	預り金	345

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 有価証券の売却価格については、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 預り金は、ユーザーからのmixiアプリ等の利用代金を預ったものです。取引条件については、一般取引条件と同様に交渉のうえ決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名又は会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	職業又は事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	笠原健治	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 57.3%	—	自己株式の取得	1,252	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 自己株式の取得については、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）によるものであり、約定日の前日の東京証券取引所における終値により決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	97,388円08銭
(2) 1株当たり当期純利益	1,449円74銭

11. その他の注記

(事業分離に関する注記)

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称

株式会社ミクシィ・リクルートメント

② 分離した事業の内容

Find Job!事業（旧インターネット求人広告事業）

③ 事業分離を行った主な理由

当社が運営しておりました「Find Job!」は、平成9年11月にサービスを開始して以来、Web業界に特化した転職サービスを展開してまいりましたが、Find Job!事業（旧インターネット求人広告事業）をより一層発展させるためには、意思決定の迅速化が必要であると考え、本分割を実施いたしました。

④ 事業分離日

平成23年4月1日

⑤ 法的形式を含む事業分離の概要

当社を分割会社とし、株式会社ミクシィ・リクルートメントを新設会社とする新設分割（簡易分割）となります。

(2) 実施した会計処理の概要

① 移転損益の概要

該当事項はありません。

② 受取対価の種類

株式

③ 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	65百万円
固定資産	1百万円
資産合計	67百万円
流動負債	1百万円
負債合計	1百万円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月8日

株式会社 ミ ク シ ャ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 桐 光 康 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 菊 地 徹 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミクシヤの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミクシヤ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は、従来販売費及び一般管理費に計上していた販売手数料及び販売促進費の一部を、売上高から控除する方法（純額処理）に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月8日

株式会社 ミ ク シ イ
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 中 桐 光 康 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菊 地 徹 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミクシイの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は、従来販売費及び一般管理費に計上していた販売手数料及び販売促進費の一部を、売上高から控除する方法（純額処理）に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社・事業所及び主要な委託先において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社へ赴き、その事業及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月16日

株式会社ミクシィ 監査役会

常勤監査役(社外) 加藤孝子 ㊟

社外監査役 佐藤孝幸 ㊟

社外監査役 青柳立野 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目 的） 第2条 (現行どおり)
1. ～ (省 略)	1. ～ (現行どおり)
22. (新 設)	22. <u>23. 資金移動業</u>
<u>23.</u> ～ (省 略)	<u>24.</u> ～ (現行どおり)
<u>27.</u> (新 設) (新 設) (新 設)	<u>28.</u> <u>29. 古物売買業</u> <u>30. 物品賃貸業</u> <u>31. 野球その他のスポーツ、演芸、演劇、映画、その他各種催物の興行及びチケット販売並びに公営競技の投票券、スポーツ振興投票券等の販売及び払戻</u>
<u>28.</u> ～ (省 略)	<u>32.</u> ～ (現行どおり)
<u>34.</u>	<u>38.</u>

第2号議案 取締役5名選任の件

現任の取締役全員（4名）は、本総会終結のときをもって任期満了となり、また経営体制の一層の強化のため取締役1名を増員いたしたいため、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	かさはら けんじ 笠原 健治 (昭和50年12月6日生)	平成11年6月 有限会社イー・マーキュリー（現当社）設立 同社取締役 平成12年10月 株式会社イー・マーキュリー（現当社）に組織変更 同社代表取締役社長 平成18年2月 株式会社ミクシィに商号変更 当社代表取締役社長（現任） 平成20年5月 上海明希網絡科技有限公司 董事長 平成20年10月 株式会社ネクスパス（現株式会社トーチライト） 代表取締役 平成23年4月 株式会社ミクシィ・リクルートメント 代表取締役（現任） 平成23年7月 当社執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ミクシィ・リクルートメント 代表取締役	85,476株
2	はらだ あきのり 原田 明典 (昭和50年7月8日生)	平成10年4月 日本電信電話株式会社入社 平成17年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ入社 平成20年1月 当社入社 平成20年11月 当社mixi事業本部長 平成21年6月 当社取締役（現任） 平成22年7月 当社代表取締役副社長 平成23年7月 当社執行役員（現任）	750株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	なかむら いちや 中村 伊知哉 (昭和36年3月19日生)	<p>昭和59年4月 郵政省入省</p> <p>平成10年7月 株式会社CSKホールディングス（現SCSK株式会社） 特別顧問（現任）</p> <p>平成10年8月 マサチューセッツ工科大学メディアラボ 客員教授</p> <p>平成14年8月 NPO法人CANVAS 副理事長（現任）</p> <p>平成16年7月 財団法人国際コミュニケーション基金（現公益財団法人KDDI財団） 理事（現任）</p> <p>平成18年9月 慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構 教授</p> <p>平成19年1月 総務省参与</p> <p>平成20年4月 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 教授（現任）</p> <p>平成20年6月 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 基準策定委員会委員長 株式会社スペースシャワーネットワーク 社外取締役（現任） 株式会社JPホールディングス 社外取締役（現任）</p> <p>平成21年6月 当社取締役（現任）</p> <p>平成22年5月 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 理事（現任）</p> <p>平成23年1月 株式会社デジタルえほん 取締役（現任）</p> <p>平成23年3月 一般財団法人大川ドリーム基金 評議員（現任）</p> <p>平成24年2月 一般社団法人ニューメディアリスク協会 理事長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 教授</p> <p>一般社団法人融合研究所 代表理事</p> <p>デジタルサイネージコンソーシアム 理事長</p> <p>一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 理事</p> <p>デジタル教科書教材協議会 副会長</p>	—
4	※ おぎの やすひろ 荻野 泰弘 (昭和48年9月29日生)	<p>平成17年8月 株式会社マクロミル入社</p> <p>平成20年1月 同社執行役員（財務経理本部担当）</p> <p>平成20年6月 ジェイマジック株式会社入社</p> <p>平成20年12月 同社取締役CFO経営管理本部長</p> <p>平成21年12月 当社入社</p> <p>平成23年11月 当社経営推進本部長（現任）</p> <p>平成24年2月 当社執行役員（現任）</p>	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	※ あおやぎ たつや 青柳立野 (昭和46年8月8日生)	平成5年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成9年4月 公認会計士登録 平成19年2月 株式会社マスターズ・トラスト会計社（現グラントソントン・マスターズトラスト株式会社）入社 平成19年7月 ハートワース・パートナーズ株式会社 代表取締役（現任） 平成19年8月 株式会社シェア・ジェネレート 取締役 平成20年8月 税理士登録 平成22年2月 株式会社アムリード 社外監査役（現任） 平成22年5月 BTホールディングス株式会社（現株式会社プリマジェスト） 社外監査役（現任） 平成22年6月 当社監査役（現任） (重要な兼職の状況) ハートワース・パートナーズ株式会社 代表取締役	—

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 各候補者の「所有する当社の株式数」は、平成24年3月31日現在のものであります。
4. 中村伊知哉氏及び青柳立野氏は社外取締役候補者であり、中村伊知哉氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 中村伊知哉氏は、デジタルメディアを中心とした研究に長年携わっているほか、かかる分野における事業会社の社外取締役も歴任されているため、当社の事業領域について豊富な見識・実績を有しております。インターネットサービスの健全性の維持及び向上に対する社会的要請は強く、このような事業環境において、同氏の見識・実績は、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等につき、引き続き十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
- 青柳立野氏は、公認会計士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われない客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。また、過去2年間当社の社外監査役を務め、当社の事業内容等に精通しており、これまで公正かつ客観的な立場からの適切な意見をいただいております。これらのことから、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
6. 中村伊知哉氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結のときをもって、3年となります。
7. 青柳立野氏は、本総会終結のときをもって、社外監査役を辞任する予定であります。ただし、本総会において社外取締役に選任されなかった場合には、社外監査役としての任期は継続となります。
8. 当社は、中村伊知哉氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する（賠償責任の限度額は金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。）内容の責任限定契約を締結しております。本総会において同氏が再任された場合、本契約は継続となります。また、青柳立野氏が本総会において選任された場合には、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結時の社外監査役青柳立野氏の辞任に備えるとともに、監査体制の一層の強化のため、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
わかまつ ひろゆき 若松 弘之 (昭和46年9月20日生)	平成7年4月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成10年4月 公認会計士登録 平成20年10月 公認会計士若松弘之事務所 代表 (現任) トキワユナイテッドパートナーズ パートナー 平成22年4月 ビジネス・ブレイクスルー大学経営学部 講師 平成22年6月 株式会社ウィザス 社外監査役 (現任) 平成22年8月 税理士登録 平成23年6月 株式会社イースタン 社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士若松弘之事務所 代表	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 若松弘之氏は新任の社外監査役候補者であります。
3. 若松弘之氏は、事業会社の社外監査役を歴任されており企業活動に関する豊富な見識・経験を有しているのみならず、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有していることから、これらの経験・知識等を当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役候補者とするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
4. 若松弘之氏が本総会において選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する（賠償責任の限度額は金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。）内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始のときまでとなっておりますので、あらためて、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
こわり よういち 小 割 洋 一 (昭和51年10月6日生)	平成13年10月 当社入社 平成16年5月 当社経営管理部長 平成16年8月 当社取締役 平成20年2月 当社CS推進部長 平成21年11月 当社メディア/マーケティング戦略室室長代理 平成22年6月 当社退職	—

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 取締役に対するストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社の取締役の報酬等の額は、平成16年8月26日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当社の業績を取締役の報酬に反映させ、また株主価値と取締役の利益とを一致させることにより、当社取締役の経営意欲を一層高め、当社業績の向上を図るため、当該報酬等とは別枠で、当社取締役(社外取締役を除く。)に対する報酬として年額10百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)の範囲で、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。また、ストックオプションとして当社取締役に発行する新株予約権の内容につきましては、下記記載のとおりといたしたいと存じます。

現在の当社取締役の員数は4名(うち社外取締役は1名)であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名(うち社外取締役は2名)となります。なお、本ストックオプションは、本総会において再任をお願いいたしております取締役候補者に対しては付与いたしません。

1. 新株予約権の総数

新株予約権の総数は50個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少した場合は、割り当てる新株予約権の総数をもって発行

する新株予約権の総数とする。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする（なお、各新株予約権の目的となる株式の総数は、当初50株とする。）。

ただし、本定時株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。当該調整後付与株式数を適用する日は、当社にて定めるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は当社の調整に服する。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより行使価額を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日から2年を経過した日より3年以内とする。

5. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者が当社または当社の関係会社等の役員、従業員等の地位を喪失した場合は、新株予約権を行使することはできない。

(2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

(3) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

8. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないものとする。

9. 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上

